

## さいたま市CS・SDGsパートナーズ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さいたま市CS90+運動」(以下、「運動」という。)の趣旨に賛同し、市民満足度向上に取り組むとともに、SDGsの達成に資する取組を実施する企業、法人その他団体(以下「企業等」という。)を、「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」として位置付け、当該企業等と連携することで運動及びSDGs達成を全市的に推進する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(さいたま市CS・SDGsパートナーズ要件)

第2条 「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」の対象となる企業等(以下「対象企業等」という。)は、市内に事業所を有し、又は市内において活動を行う者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 法令又は公序良俗に反する団体
- (3) 運動について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む者
- (5) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)である団体及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)が役員(事業を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。)となっている団体
- (6) その他、市長が「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」として適当でないと認める者

(申込み)

第3条 「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」となることを希望する対象企業等は、「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」賛同書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、「さいたま市SDGs企業認証制度」による認証企業については、さいたま市SDGs企業認証制度要綱第4条第2号に規定する誓約書の提出をもって、賛同書を提出したものとみなす。

(共同宣言等)

第4条 市長は、前条の賛同書の提出を受けた場合は、遅滞なく当該申込みの内容を審査し、適当と認める場合は、当該申込みを行った企業等を「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」として位置づけ、「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」共同宣言書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」に位置づけた企業等について、次の取組を実施することができる。

- (1) 当該企業等が「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」であることの周知
- (2) 当該企業等が実施する市民満足度向上及びSDGsの達成に資する取組等の発信  
(変更及び辞退の届出)

第5条 前条第1項の規定により「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」に位置付けられた企業等は、第3条の賛同書記載事項に変更が生じたとき又は「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」を辞退するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(取消し)

第6条 市長は、前条の規定による辞退の届出を受理したとき又は「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」に位置付けた企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該位置付けを取り消すものとする。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当するとき
- (2) 虚偽の申込みその他不正の方法により「さいたま市CS・SDGsパートナーズ」に位置付けられたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。